

生涯活躍のまち（伊達市版 C C R C）推進協議会設置要綱
（設置）

第1条 伊達市の地域特色を活かした「生涯活躍のまち（伊達市版 C C R C）構想（以下「構想」という。）」の実現に必要な内容等を協議するため、生涯活躍のまち（伊達市版 C C R C）推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）構想にかかるコンセプトや基本的な方向性に関する事項
- （2）前号の所掌に必要な企業間、産業間、産学官等の連携の推進に関する事項
- （3）第1号の所掌に必要な調査、情報提供に関する事項
- （4）その他、構想の推進に関し必要と認められる事項

（組織）

第3条 推進協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）生涯活躍のまち（伊達市版 C C R C）に関係する団体等の者
- （3）国、福島県若しくは福島県の市町村その他の関係する行政機関の職員
- （4）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員に事故がある場合又はその他やむを得ない事情があったものと市長が認める場合においては、補欠の委員を選任することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 会議は、市長直轄理事が招集する。ただし、第1回の会議は、市長が招集する。

2 会議に座長を置き、市長が指名する。

3 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

5 市長直轄理事は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（庶務）

第6条 推進協議会の庶務は、市長直轄総合政策課において行う。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、推進協議会に諮り定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。